

所沢市立山口小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、所沢市立山口小学校 P T A と称し、事務所を山口小学校、
(埼玉県所沢市山口 1550 番地、電話 04-2922-3234) におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、次の諸項を目的とする。
1. 家庭・学校及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を一層緊密にして、山口小学校の教育振興を
はかる。
3. 会員相互の教養を高め親睦をはかる。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育の向上を旨とする民主的団体として活動する。
第 4 条 本会は、児童福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。
又、特定の政党や宗教に關係なく、かつ、いかなる団体の支配干渉
も受けない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、山口小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる
保護者、及び山口小学校に勤務する教職員とし、すべて平等の権利を有
し、義務を負う。

第 5 章 会 計

第 6 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
第 7 条 会費は総会において定める。
第 8 条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる
ものとする。

第 6 章 役員及び会計監事

- 第 9 条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 書記 3名 (T 1、P 2)
 4. 会計 3名 (T 1、P 2)
 5. 事務局長 1名 (教頭があたる)
- 第 10 条 学校長（教頭）は、全ての会に出席し、質問に答え又は意見をのべることができる。
- 第 11 条 本部役員の任期を2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
役員に欠員が生じたときは、運営委員会で推薦補充する。
任期は前任者の残任期間とする。
- 第 12 条 本会の会計を監査するため、2名の会計監事をおく。監事は前年度の役員が選任する。欠員が生じたときには、運営委員会で推薦補充する。
- 第 13 条 本会の役員は、会員からの推薦を受けて、役員候補者選考委員会の互選会を経て総会の承認を受けなければならない。
役員候補者選考委員会の構成と運用は細則による。
- 第 14 条 本会には顧問をおくことができる。
- 第 15 条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。又、会議（総会・臨時総会・運営委員会）を召集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた時はその代理をつとめる
 3. 書記は総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
 4. 会計は本会の会計をつかさどり、定期総会において決算報告する。
 5. 監事はその年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第 7 章 総会及び運営委員会

- 第 16 条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成される。総会は定期総会と臨時総会とする。
- 第 17 条 定期総会は毎年度初めに開催し、次の事項を審議し、承認決定する。
1. 事業報告及び決算報告の承認に関する事項
 2. 事業計画及び予算の決定に関する事項
 3. 役員の承認に関する事項
 4. 会則の変更及び会費に関する事項
- 第 18 条 臨時総会は、次の場合に会長が召集しなければならない。
1. 運営委員会が必要と認めたとき。
 2. 会員の6分の1以上が署名（要求）をもって請求したとき。
- 第 19 条 総会は委任状を含む過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数で決める。

- 第 20 条 総会・臨時総会の議長は会員の中より選出する。
- 第 21 条 運営委員会は総会に次ぐ議決及び執行機関で、委員会の構成と任務は次のとおりとする。
1. 運営委員会は、本会の役員（正副会長・書記・会計）、地区正副ブロック長、各専門委員正副委員長、各学年正副委員長、教養委員（正副委員長・書記・会計）及び学校職員によって構成される。
 2. 定期総会に提出する報告書の作成
 3. 緊急要務の決定と処理
 4. 事業計画の実施方法
 5. 各地区、各学年、各専門委員との連絡調整をはかるとともに、立案された計画を検討する。

第 8 章 地区委員会・学年委員会及び専門委員会

- 第 22 条 本会の第2章の目的を達成するために、地区委員会・学年委員会及び専門委員を設定し、その構成と任務は次のとおりとする。
- 第 23 条 地区委員会は、校外における児童の交通事故並びに非行防止策を行うと共に、地域の環境をよくするための活動にあたる。
- 第 24 条 地区委員会は、各地区より選出された委員によって構成され、委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 25 条 学年委員会は、学級学年の和をはかり、児童の健全な育成と学校の環境をよくするための活動にあたる。
- 第 26 条 学年委員会は、各学級より選出された学年の学級委員によって構成され、学級委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 27 条 各専門委員会は、各学級より選出された役員によって構成され、各委員ごとに委員の互選により正副委員長を選出する。
- 第 28 条 専門委員の活動及び事業を行うため次の委員を設定する。
1. 教養委員 会員の教養を高めるために、家庭教育学級の計画と実施にあたる。
 2. 広報委員 この会に必要な一切の広報活動にあたる。
- 第 29 条 地区委員会及び学年委員会は、連絡協調をはかるため、地区連絡協議会・学年連絡協議会を開催しなければならない。
- 第 30 条 地区委員・学級委員及び専門委員の人数は、運営委員会で協議のうえ決定する。

第 9 章 個人情報の取り扱い

- 第 31 条 本会は取得した個人情報を次の目的で使用する。
- (1) 会費の納入管理の為
 - (2) 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）及びイベント等への参加者確認の為
 - (3) 活動の企画・検討・連絡調整の為
 - (4) 役員・委員等の選考・選出の為
- 第 32 条 本会は、次の個人情報を第31条に定めた利用目的を示した上で、PTA会員より取得する。
- (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号
 - (4) メールアドレス
- 第 33 条 本会が取得した個人情報は、本会の事務局に相当する書記が保管する。
- (1) 紙ベースの個人情報は、施錠出来るロッカー等に保管する。
 - (2) 電子データの個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。
- 第 34 条 本会の事務局である書記は、個人情報の重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。
- 第 35 条 本会は、第31条に定めた利用目的で本人の同意を得た上で、取得した個人情報を所沢市PTA連合会へ提供する。それ以外の第三者に対しては、提供しない。
- 第 36 条 本会が所有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は 遅滞なく対応しなければならない。
- 第 37 条 本会は、保有している個人情報について利用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破碎等の処置を施す。

第 10 章 付 則

第 38 条 本会則執行に必要な細則は別に定める。

第 39 条 本会に次の帳簿を備える。

会則簿	役員名簿	会員名簿	記録簿	会計簿
参考綴				

第 40 条 規約改正

- | | | |
|-----|------------------|------|
| 1. | 昭和 50 年 5 月 10 日 | 一部改正 |
| 2. | 昭和 51 年 2 月 7 日 | 一部改正 |
| 3. | 昭和 52 年 3 月 | 一部改正 |
| 4. | 平成 3 年 5 月 18 日 | 一部改正 |
| 5. | 平成 15 年 3 月 20 日 | 一部改正 |
| 6. | 平成 17 年 3 月 9 日 | 一部改正 |
| 7. | 平成 25 年 5 月 22 日 | 一部改正 |
| 8. | 平成 30 年 5 月 8 日 | 一部改正 |
| 9. | 令和 2 年 5 月 20 日 | 一部改正 |
| 10. | 令和 2 年 10 月 18 日 | 一部改正 |
| 11. | 令和 5 年 5 月 9 日 | 一部改正 |
| 12. | 令和 5 年 9 月 13 日 | 一部改正 |
| 13. | 令和 6 年 1 月 9 日 | 一部改正 |

- ・ 本会の設立年月日は昭和 28 年 4 月 1 日とする。

慶弔規定

1. 会員及び児童に慶弔が生じた場合、次により慶弔の意を表すこととする。

1. 会員及び児童が死亡したときは、次のように弔意を表す。

- ・ 会員 5,000 円
- ・ 児童 5,000 円

2. 会員及び児童が死亡した場合は、会長が葬儀に参加し香料を供え弔意を表す。

3. 葬儀に際し、返礼は受けないものとする。

4. 会員及び児童が不慮の災害等を被った場合は、その都度 役員会で協議して、見舞金をおくることができる。

5. その他、慶弔が生じた場合は、その都度役員会で協議する。

2. 上記の金額に適正を欠く事由が発生した場合は、役員会にはかり変更することができる。

山口小学校PTA細則

本部役員候補者選考委員会

1. 委員会は翌年度の山口小学校PTA役員候補者を選考する。
2. 選考方法は次のとおりとする。
 - (1)当年度1年生から5年生を持つ会員を対象とする。
 - (2)12月保護者会時に、各学年より役員候補者をクラス数×1名（クラス数×2名まで可）選出する。
 - (3)委員会は選出された役員候補者を選考の参考とする。
 - (4)役員候補者は互選会にて、会長、副会長、書記、会計の順に立候補にて内定し、新年度役員を決める総会に議案として上程される。
 - (5)役員免除に関しては、本人と学校長の協議のうえ 認定とする。
3. 委員会は、翌年度に在校児童を持たない会員より選出された委員と学校より推薦された教師1名により構成される。 当年度のPTAの本部役員、校長、教頭は委員になれない。
 - (1)各クラスより2名選出する。
 - (2)選出期間は各委員決めと同時にする。
 - (3)第1回選考委員会は選考委員会の長が召集する。
 - (4)委員は役員候補者になることはできない。
 - (5)委員会に互選により委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は会を総括し会議を進行する。委員長に事故のあった時は副委員長が代行する。
 - (6)委員会活動を全会員に知らせるため「役員候補者選考委員会だより」を適時発行する。
 - (7)委員会に係る費用は当年度PTA予算に計上される。

2024. 11. 9 改訂

